合計数値は、付表の①に掲げる者の数に５を、同表②に掲げる者の数に２をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値

付表

⑴　測量

①　測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者

②　測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

⑵　建築関係建設コンサルタント業務

①　建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）17条の21による建築設備士である者

②　建築士法による二級建築士の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者

⑶　土木関係建設コンサルタント業務

①　技術士法（昭和58年法律第25号）による第２次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体工学、交通・物流機械及び建設機械又は建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格試験に合格し、登録を受けている者

⑷　地質調査業務

①　技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②　一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

⑸　補償関係コンサルタント業務

①　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表第４（営業年数による付与数値）

35年以上：30

25年以上　35年未満：25

15年以上　25年未満：20

５年以上　15年未満：15

５年未満：10

別記３　業種別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　業種の区分　①等級：予定価格の範囲　②数値：等級〕

⑴　土木一式工事、建築一式工事

①　Ａ：１億5,000万円以上

Ｂ：5,000万円以上　１億5,000万円未満

Ｃ：2,000万円以　5,000万円未満

Ｄ：600万円以上　2,000万円未満

Ｅ：600万円未満

②　1200以上：Ａ

1000以上　1200未満：Ｂ

800以上　1000未満：Ｃ

600以上　800未満：Ｄ

600未満：Ｅ

⑵　⑴以外の工事

①　Ａ：1,000万円以上

Ｂ：400万円以上　1,000万円未満

Ｃ：400万円未満

②　950以上：Ａ

700以上　950未満：Ｂ

700未満：Ｃ

⑶　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務

①　Ａ：1,000万円以上

Ｂ：200万円以上　1,000万円未満

Ｃ：200万円未満

②　230以上：Ａ

170以上　230未満：Ｂ

170未満：Ｃ

競争参加者の資格に関する公示

北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年２月１日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

本部長　新居田滝人

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

１　業務概要

⑴　業務名　北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務

⑵　業務内容　北青山三丁目地区再開発施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行う。

①　行政協議、周辺街区協議に係る資料作成及び支援等業務

②　隣接区域に係る設計調整資料作成等業務

③　権利者合意形成に係る設計資料作成等業務

④　基本設計

⑤　施工計画資料作成等業務

⑥　民間事業者公募に係る資料作成等業務

⑦　目標工事費算定設計

⑧　目標工事費算定に係る積算業務

⑶　履行期限　契約締結日翌日から平成31年６月28日（予定）

（１次指定）建築設計、設備設計及び土木・造園設計の目標工事費算定に係る積算業務を除く全ての業務の完了　契約締結日翌日から平成30年12月26日（予定）

２　申請の時期　平成29年２月１日から平成29年２月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成29年２月24日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成29年２月１日から独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理チーム（〒163―1313 東京都新宿区西新宿６―５―１　新宿アイランドタワー13Ｆ　電話03―5323―0469）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月27日官報（政府調達第201号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑥については設計共同体の代表者が満たすこと。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。